

平成25年4月26日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成23年(ワ)第3426号 結婚式場解約金条項使用差止等請求事件

(口頭弁論終結の日 平成25年3月8日)

判 決

京都市中京区烏丸通二条下秋野々町529番地

原 告 特定非営利活動法人京都消費者契

約ネットワーク

同 代 表 者 理 事 高 嵩 英 弘

同代表者理事兼同訴訟代理人弁護士

長 野 浩 三

同 訴訟代理人弁護士 増 田 朋 記

同 三 澤 信 吾

同 川 村 暢 生

同 向 井 裕 美

同 本 田 里 美

同 訴訟復代理人弁護士 藤 井 哲 也

同 志 部 淳 之 介

同 大 高 友 一

東京都渋谷区東三丁目11番10号

被 告 株式会社ベストブライダル

同 代 表 者 代 表 取 締 役 塚 田 正 之

同 訴訟代理人弁護士 森 倫 洋

同 三 木 俊 介

主 文

- 1 本件請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、挙式披露宴実施契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、別紙1記載の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行ってはない。
- 2 被告は、別紙1記載の条項が記載された契約書雛形が印刷された契約書用紙を廃棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、別紙2の内容を記載した書面を配布せよ。
- 4 仮執行宣言

#### 第2 事案の概要

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、結婚式場等の企画、運営等を業とする株式会社である被告に対し、被告が消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結する際に現に使用し又は今後使用のおそれのある、消費者が解約をする際に被告に対し一定の金員の支払義務があることを定めるキャンセル料条項が、法9条1号に定める平均的損害を超える違約金を定めるものであり、無効であると主張して、法12条3項に基づき、被告が消費者との間で上記契約を締結する際、上記キャンセル料条項を内容とする意思表示の差止め及び同条項を使用した契約書の廃棄等を請求する事案である。

#### 1 争いのない事実

##### (1) 当事者

ア 原告は、法13条の規定に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である。

イ 被告は、国内外のホテル、レストラン、結婚式場及びそれに類する施設の企画、立案、運営、経営及びコンサルタント等を業とする株式会社であり、法2条2項にいう「事業者」に当たる。

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、挙式披露宴実施契約（以下「本件契約」という。）を締結している。

(2) 本件契約に係るキャンセル料条項について

本件契約に適用される被告作成の約款（以下「本件約款」という。）には、契約締結後に顧客の都合により解約される場合には、顧客は所定のキャンセル料を支払う旨の別紙1記載のキャンセル料条項が定められている（以下、向別紙に記載されたキャンセル料条項①ないし⑩を「本件キャンセル料条項①」「本件キャンセル料条項②」等といい、これらを総称するときは「本件各キャンセル料条項」という。）。

(3) 書面による事前の請求

原告は、平成23年8月23日発送の法41条所定の書面により、被告に対し、消費者との間で本件契約を締結するに際し、本件各キャンセル料条項を内容とする意思表示を行わないこと、本件各キャンセル料条項が記載された契約書雛形が印刷された契約費用紙を廃棄すること及びこれらを被告の従業員らに対し周知し、本件各キャンセル料条項を含む意思表示を行わないよう指示することを請求し、同書面は、同月24日、被告に到達した。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 本件各キャンセル料条項のうち、解約の際に申込金の全部又は一部をキャンセル料とすることを定める部分が、法9条1号にいう「解除に伴う損害賠償の額を予定」するもの又は「違約金」を定める条項（以下「解約金等条項」という。）に当たるか。

(原告の主張)

本件各キャンセル料条項は、申込金をキャンセル料として徴収することを定める部分も含め、全体が解約金等条項に当たる。

ア 権利金としての性質について

被告は、本件契約における申込金は、在学契約における入学金と同様、権利金的性質を有し、返還の対象とはならないと主張する。しかし、本件約款において、申込金は、解約がされなかった場合には挙式披露宴実施代金の内金となること及び解約がされた場合にはキャンセル料となることが明記されているから、在学契約における入学金とは全く性質を異にしており、権利金としての性質などは認められない。被告に解約に伴う損害が生じていない時期に、申込金を利用して消費者を契約に拘束することは明らかに不当である。

イ 事務処理手数料たる性質について

被告は、申込金は事務処理手数料たる性質を有するとも主張するが、上記のとおり、本件約款において、申込金は、キャンセル料等であることが明記されており、事務処理手数料としては扱われていない。また、本件キャンセル料条項①によれば、挙式披露宴実施予定日の365日以前に解約をした場合であっても、申込金の半額が返還されないこととなるが、挙式披露宴実施予定日の1年以上前に解約がされた事案において、5万円（又は10万円）もの事務処理手数料が発生しているとは到底考えられない。さらに、申込時点における事務処理費用とは、主に勧誘に要する費用であり、日常経費であって個別契約の損害とはいえないから、申込金相当額が事務処理手数料として発生しているとは到底考えられない。

(被告の主張)

申込金は、会場利用補確保の対価（権利金）及び事務処理手数料としての性質を有しており、本件各キャンセル料条項のうち、解約の際に申込金の全部又は一部がキャンセル料になることを定める部分は、解約金等条項にはあたらない。

ア 申込金は権利金としての性質を有すること

挙式披露宴実施契約において、予約者は、申込金を支払うことにより、

被告から一方的に予約を解除されることのない地位を取得することができる。挙式披露宴は良い日取りに人気が集中するものであり、契約の締結による挙式披露宴会場の利用権の確保自体に価値があるといえ、申込金はその利用権を確保するために支払われるから、権利金的性質を有する。そして、申込金は、支払により一定の地位を確保できるという点において、在学契約における入学金に類似し、入学金が権利金及び事務処理手数料としての性質を有することを認めた最高裁判例（最高裁平成18年11月27日大法廷判決・民集60巻9号3437頁）に照らしても、申込金が権利金としての性質を有することには疑いがない。

イ 申込金は事務処理手数料としての性質を有すること

挙式披露宴実施契約が締結されると、被告において、データベースへの予約事項の入力、手紙や電話等による予約者及び外部業者への連絡、打ち合わせ時の接遇、成約者フェアの開催等、挙式披露宴を検討している段階の顧客に関する事務処理とは異なる特別な事務処理が必要となる。これらは被告の販管費となるものであって、被告の販管費総額 [ ] (平成21年及び同22年の合計額) を、2年間の一般宴会及び挙式披露宴の実施件数 [ ] で除すると、1件当たりの挙式にかかる事務処理手数料は [ ] となる。もとより、解約の場合にはその時期によりその一部分がかかるものであるが、その額を、予約から解約時までの平均日数を基に計算すると、解約1件当たりの事務処理手数料の平均額は [ ] となり、申込金の額である10万円（又は20万円）を優に超える。

(2) 争点(2) (本件各キャンセル料条項は、平均的損害を超える解約金を定めるものとして無効であるか否か)

(原告の主張)

本件各キャンセル料条項は、平均的損害を超える解約金を定めたもので

あり、無効である。

ア 逸失利益の算定方法について

平均的損害としての逸失利益は、①平均見積額×②利益率（ [ ] ）×③非再販売率という計算式によって算定されるべきである。

ケ) ①について

被告は、逸失利益の算定にあたり、平均実施金額を用いるべきであると主張するが、解約時に消費者に示されているのは見積額のみであって、消費者は見積書に提示された内容で挙式披露宴を実施することを予定しており、被告の側も解約時に期待しうる利益は見積額の範囲にとどまるから、平均見積額を基礎として逸失利益を算定すべきである。

また、通常、挙式披露宴の打合せ等や招待状の発送等の具体的準備が開始されるのは挙式予定日の3か月から2か月前程度であるから、挙式披露宴実施予定日の91日以前の時期には、実際の挙式披露宴においてどのような内容の役務が提供されるのが未だ確定しておらず、被告においていまだ利益の確保を期待すべき時期であるとはいえないため、この時点における解約に関し、平均的損害の算定に含むべき逸失利益は存在しないというべきである。

キ) ②について

解約がされた場合、被告は実際には役務提供を行わないのであるから、売上全額を損害として算定すべきではなく、販管費のうち、解約となった場合に支払を免れる費用や、他の業務に代替・転用可能な費用は、利益率の算定において被告が支払を免れる経費に含めて算定すべきであり、被告が固定経費として主張する販管費のうち、少なくとも「給料手当」「賞与」「通勤手当」「水道光熱費」「通信費」「消耗品費」の各項目は他に代替可能なものとして被告が支出を免れる経費にあた

る。また、被告が売上原価から除く国内会場運営費も、全て変動経費と扱うべきである。なお、被告は、挙式披露宴実施予定日4日前以降の解約の場合、被告が解約に伴い支出を免れる経費は存在しないと主張するが、発注済みの料理、飲物は他に転用が可能であるし、実際に労務の提供を受けていないアルバイトに賃金を支払っているとは考えにくく、シフトの変更、他の業務への転用等をしているはずである。

以上によれば、被告の主張する利益率 [ ] から、国内会場運営費及び上記販管費を経費に加えて算出した値である [ ] が、挙式披露宴の利益率となる。

(ウ) ③について

解約がされた場合であっても、同日、同事業所での再契約を得た場合には、被告は代替的な利益を確保することができ、解約に伴う逸失利益は発生しないこととなるから、この場合には、再販売が行われたものと扱うべきである。したがって、非再販売率は、別表2の「非再販売率」欄記載の各値となる。

イ キャンセル料と平均的損害の対比方法について

(ア) 平均見積額は、被告から資料の提示がないため具体的な数字を適示することができず、一般的に平均的損害の額を示すことは困難である。もともと、本件各キャンセル料条項は、招待状、前撮り、衣装、装花、ビデオ、写真、引出物などの発注済み商品の実費や利益に関しては「販売価格」、「その他発注品における解約料」としているが、平均的な損害からこれらの項目を除外すると、残存すると考えられる損害は、会場使用料、料理・飲物費用及びウェディングケーキ代金の利益部分(逸失利益)ということになる。そこで、本件各キャンセル料条項が平均的損害を超える部分を含むか否かは、本件各キャンセル料条項のうち「販売価格」、「その他発注品における解約料」を除いた部分により算

定される金額と、会場使用料や料理・飲物費用あるいはウェディングケーキ代金の利益部分(逸失利益)とを比較すれば良いと考えられる。

(イ) 本件キャンセル料条項に係るキャンセル料は別表1のとおりであり、各解約時期における平均的損害の額は別表2のとおりである。なお、別表1及び2における具体的な算定方法は次のとおりである。

a 参加人数を100人として想定する。

b 会場使用料については実際の情報提供・相談事例を参考に36万7500円を基準とする。

c 基本料金についても、実際の情報提供・相談事例の中では、一人当たり1万6800円(料理:13650円、飲物:3150円)で計算されていたためこれを基礎として算定する。

d ウェディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額については、被告の主張する料理及び飲み物の金額の平均額1人当たり [ ] にウェディングケーキ代金として1人当たり1050円を加算した合計1人当たり [ ] を基礎とする。

ウ 別表1及び2のとおり、本件各キャンセル条項は、いずれも、平均的損害を超える部分を含むものと解されるから、本件各キャンセル料条項はいずれも無効である。

(被告の主張)

ア 平均的損害の算定方法

解約による「損害」とは、解約がされなければ得られたであろう経済状態と、解約がされたことで陥った経済状態の差をいう。顧客の都合により本件契約が解約された場合には、被告には、大きく分けて、①逸失利益及び②解約により無駄になった費用相当額の損害(積極損害)が生じる。そして、ここから、解約により可能となった再販売により填補さ

れる損害額を控除して、平均的損害を算定すべきである。

イ 逸失利益の算定方法について

(ア) 再販売ができなかった場合に生じる損害

挙式披露宴は同時に同じ会場で行うことができないから、特定の日に本件契約が締結されると、被告は他の顧客への販売機会を失う。したがって、被告には、再販売による損害の填補がされない限り、平均実施金額に利益率を乗じた額が、逸失利益として生じる。

(イ) 再販売ができた場合に生じる障害

本件契約においては、顧客単価が高い契約は早めになされることが多い一方、開催時期が近づくほど顧客単価が低下する傾向にある。そのため、解約後に他の顧客との間で本件契約を締結（再販売）できたとしても、被告には平均実施金額の低下分に応じた損害が生じる。したがって、再販売がされた場合であっても、被告には、平均実施金額の低下分に利益率を乗じた金額が、損害として生じる。

(ウ) 利益率について

a 平均利益率

被告の平成21年及び同22年における粗利平均は [ ] であり、国内会場運営費（挙式披露宴会場及び各事業所の支払地家賃・管理費・修繕費、挙式披露宴会場及び各事業所の人件費等の総称）のうちの変動費用である、非常勤アルバイトの手当並びに披露宴における料理・飲物の配膳、受付等を外部業者に委託する際の費用である配膳費及び派遣人件費といった変動費部分を経費として加えると、上記粗利平均は [ ] となる。なお、国内会場運営費として計上されているその余の費用は、家賃、管理費、人件費等の固定費用である。

b 個別項目毎の利益率

個別項目毎の利益率は、次のとおりである。

- ① 会場使用料 [ ]
- ② 料理・飲物代 [ ]
- ③ ウエディングケーキ [ ]

ただし、上記②及び③については、挙式披露宴実施予定日4日前以降に解約された場合には、既に発注済みのため取消不可能であり、費用が100%発生する。

- ④ サービス料 [ ]

サービス料は人件費から成るが、人件費としては固定費及び変動費が混在して固有の利益率を計算できないため、事業全体の利益率 [ ] を用いて逸失利益を算定する。ただし、挙式1週間前には配膳業者への発注やアルバイトのシフトを入れる等するため、挙式披露宴実施予定日4日前以降の解約の際には、費用が100%生じる。

(エ) 再販売率について

平成21年及び同22年の資料に基づくと、解約時期毎の被告の再販売率は、別表3記載のとおりである（ただし、同一会場において、当初の予約と2時間程度の誤差の範囲で再契約が締結された場合、同一の日に再販売がされたものとして扱う。）。

(オ) 平均的損害の額

以上の算定方法によれば、各解約時期における、被告の平均的損害の額は、別表4の「平均的な損害」欄記載の各金額となる。

ウ キャンセル料の額について

本件各キャンセル料条項に係るキャンセル料の額は、別表4の「キャンセル料」記載の各金額となる。

(ウ) キャンセル料の計算には、本来、平均実施金額ではなく、キャンセ

ル時の見積平均額を用いるべきであるが、キャンセルされたものの最終見積額をデータ上管理しておらず、その平均額を出すことが困難であるため、便宜上、平均実施金額を用いる。また、平均実施金額については、解約となった時期までの各区分の予約時期における平均実施金額の平均を用いて算定している。すなわち、例えば、挙式180～151日前の区分の解約対象挙式披露宴については、予約時期が挙式より①365日以上前、②364ないし181日前、③180ないし151日前の3つのパターンがあり、それぞれ平均実施金額は

と算定している。なお、再販売による損害填補部分の計算においては、キャンセル後の再販売による平均実施金額は、解約と同一の区分の時期に再販できたことを想定して再販の平均実施金額を算定している。

(イ) さらに、本件キャンセル料条項に当てはめてキャンセル料を試算するためには、平均実施金額の内訳が必要であるところ、データ管理上、予約時期毎に平均実施金額の内訳が関連付けられているわけではないため、各項目における平均金額を当該項目の売上÷実施件数で算定した上で、それぞれの平均実施金額の全平均に対する割合を算出して

となり、残りが販売価格及びその他発注品となる。)、各割合を上記で算出した各解約時期毎の平均実施金額に乗じることによって、各項目の金額を計算する。その上で、各内訳の額について、本件各キャンセル料条項を適用して、平均実施金額を基にしたキャンセル料を算定した。

(ウ) ただし、挙式披露宴予定日10日前までの料理・飲物のキャンセル料は、見積額ではなく、最低料金である「基本料金」に「ご招待予定

人数」に乗じることによって計算するものであるところ、予約時期（ひいては間接的にはキャンセル時期）によって平均的な招待人数は異なるため、次のように平均的な招待人数をキャンセル時期に応じた形で算定して当該キャンセル料の額を算定した。すなわち、最終確定人数の全平均は (乙12) であるが、予約時期に応じた招待人数を算出するために、上記で計算した予約時期毎の料理・飲物代を用いることとし、上記全平均人数に当該キャンセル時期の料理・飲物代の内訳額を料理・飲物代の全平均によって除した割合を乗じることによって、当該解約時期の「ご招待予定人数」を想定した。これによって算定した「ご招待予定人数」に基本料金

を乗じた上で、本件キャンセル料条項を適用することによってキャンセル料を計算した。  
(ロ) また、販売価格・その他発注品における解約料は、品目が一定ではないため計算が難しい反面で、キャンセル料と「損害」がほとんど一致するため、内訳としては記載しているものの、キャンセル料の計算としても損害の計算としてもいずれも除外して合計額を算定した（結局のところ、キャンセル料からも「平均的な損害」の算定からも両建てで計算から除外しているため、販売価格・その他発注品における解約料が損害と一致する。但し、挙式当日のキャンセルに限っては、キャンセル料が項目毎でなく見積額の全部となっているため、除外せずに販売価格等も合計に算入した上で対比している。)

#### エ 結論

別表4のとおり、解約に伴い被告に生じる平均的損害の額は、本件各キャンセル料条項に係るキャンセル料金を超えているから、本件各キャンセル料条項は、いずれも無効ではない。

#### 第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件各キャンセル料条項のうち、解約の際に申込金の全部又は一部をキャンセル料とすることを定める部分が、解約金等条項に当たるか。) について。

(1) 証拠(甲7)によれば、本件約款は、第2条1項において、「本予約をした際、10万円を申込金としてご入金頂きます。申込金はお内金として結婚式実施当日の費用に充当させて頂きます。」、同条2項において、「尚、本予約のキャンセルを行う場合は、申込金はキャンセル料として頂戴致しますのでご了承下さい。」との記載があることが認められる。上記規定によれば、申込金は、顧客により解約がされなかった場合には挙式披露宴代金の一部に充てられるもの、顧客により解約がされた場合には、解約事由の如何を問わず、キャンセル料となることが予定された金員であると認められるから、本件各キャンセル料条項のうち、解約時に申込金の全部又は一部を返還しないことを定める部分は、解約金等条項に当たると認められる。

(2) これに対し、被告は、申込金は会場利用権確保の対価(権利金)及び事務処理手数料としての性質を有するから、顧客に返還する必要のないものであり、本件各キャンセル料条項のうち、解約時に申込金を返還しないことを定める部分は、解約金等条項には当たらない旨主張する。しかしながら、上記認定のとおり、本件約款において、申込金は、解約がされない場合には挙式披露宴代金の一部に充てられることが予定されているから、支払時期を除き、挙式披露宴実施代金と申込金との間に明確な区別が設けられているとはいえ、本件約款において両者が異なる性格を有するものとして規定がされているとは認めがたい。また、被告が、契約締結後、顧客の解約時まで一定の事務処理手数料の負担を余儀なくされることは、被告が、上記顧客に対して、解約金等条項に係るキャンセル料金とは別に、解約時までの事務処理手数料を請求できることを当然には意味しない。し

たがって、申込金が、権利金又は事務処理の対価としての性質を有する旨の被告の上記主張は採用できない。

2 争点(2) (本件各キャンセル料条項は、平均的損害を超える解約金を定めるものとして無効であるか否か) について

(1) 平均的損害の算定方法について

ア 逸失利益について

法9条1号が、解約金等条項につき、解除に伴い事業者が生じる平均的損害の額を超過する損害賠償の約定を無効とした趣旨は、事業者が、消費者に対し、消費者契約の解除に伴い「通常生ずべき損害」(民法416条1項)を超過する過大な解約金等の請求をすることを防止するという点にある。したがって、法9条1号は、債務不履行の際の損害賠償請求権の範囲を定める民法416条を前提とし、その内容を定型化するという意義を有し、同号にいう損害とは、民法416条にいう「通常生ずべき損害」に対応するものである。そして、契約締結後に一方当事者の債務不履行があった場合に、他方当事者が民法415条、416条により請求のできる損害賠償の範囲は、契約が約定どおり履行されたであれば得られたであろう利益(逸失利益)に相当する額であるから、本件契約の解約に伴い被告が生じる平均的損害を算定する際にも、上記民法の規律を参照し、解約されることなく挙式披露宴が実施されていれば被告が得られたであろう利益を基礎とすべきである。

イ 再販売による損害の填補、支払いを免れる経費等について

挙式披露宴を実施するためには、一定規模の会場を確保することを要するから、同一の日時、場所(1つの事業所に複数の会場区画がある場合は、個々の会場区画を指す。)において同時に二つの異なる挙式披露宴を実施することはできない。したがって、本件契約を解約された被告が、他の顧客との間で本件契約を締結し、ほぼ同一の日時(少なくとも、

被告の主張するとおり、開始時間に2時間程度の差が存在するにとどまる場合には、これにあたりと解される。)、場所で挙式披露宴を実施したような場合には、再販売がされたものとして、当該挙式披露宴の実施により被告が取得する利益を逸失利益から控除して、平均的損害を算定すべきである。

また、民法の規定により債務不履行に基づく損害賠償請求をする際、当該債務不履行に起因して債権者が支出を免れた費用等がある場合には、その額を控除して賠償額を算定することとされていることから、被告に生じる平均的損害の算定にあたっては、解約に伴い事業者が支出を免れた費用がある場合には、これを損害から控除すべきである。

#### ウ 小括

以上によれば、本件契約の解約に伴う被告の平均的損害は、解約に伴う逸失利益(得べかりし利益)から、再販売により填補される利益及び解約により支出を免れる経費を控除することにより算定すべきである。

#### エ 原告の主張について

これに対し、原告は、挙式披露宴実施予定日の91日以前の解約に關しては、被告が未だ利益の確保を期待すべき時期にはないから、逸失利益を基礎として平均的損害を算定すべきではない旨主張する。しかしながら、上記のとおり、再販売がされた場合を除いて、被告には、解約に伴い、解約がされずに挙式披露宴が実施されていれば得られたであろう利益を喪失するという損害が生じることは、解約時期如何を問わず同様であり、挙式披露宴実施予定日の91日以前の解約に伴う平均的損害を算定するにあたり、逸失利益を基礎とすべきではない旨の原告の主張は採用できない。

#### オ 被告の主張について

被告は、予約時期が早い顧客は、平均単価が高い傾向にあり、解約後、

再販売がされた場合であっても、被告には、顧客単価下落分の損害が生じるとして、上記顧客単価下落分を平均的損害の算定にあたり考慮すべきであるとする。

確かに、証拠(乙7)及び弁論の全趣旨によれば、予約時期が早いほど、顧客の平均単価が増加するという一般的な傾向が存在すること自体は認められるものの、解約時期と予約時期は必ずしも連関するものではないため、解約時期と予約時期がすべて近接するごく早い解約時期以外は、予約時期毎の顧客単価の変遷を平均的損害の算定の際に的確に反映させるためには、当該解約時期に解約する顧客の平均予約時期を前提にする必要があるところ、被告は、各期間区分毎の予約件数が同一であることを前提として上記顧客単価下落額を算定しており、各期間区分毎に予約件数にばらつきが存在することが当然に予測されることを考慮していない。また、予約、解約及び再販売がいずれも同一の期間区分で行われた場合には、被告には、顧客単価の下落分の損害は生じないこととなるが、その件数が、平均的損害の算定にあたり無視し得る程度に少数であることを認めるべき証拠はない。したがって、上記被告の主張は直ちに採用することができない。

#### (2) 平均的損害の具体的な算定方法について

##### ア 解約に伴う逸失利益の額

(ア) 証拠(乙7)及び弁論の全趣旨によれば、平成21年及び同22年における、本件契約における平均実施金額(挙式披露宴実施代金の平均額)は[ ]であることが認められるから、解約に伴い被告に生ずる逸失利益を算定するにあたっては、同金額を基礎とすべきである。

(イ) これに対し、原告は、解約時点において消費者は見積額に記載された内容により挙式披露宴を実施することを予定しているから、解約に



伴う逸失利益は、解約時点における平均見積額の平均値を基礎とすべきである旨主張する。

しかしながら、前記説示のとおり、平均的損害は、解約されなければ得られたであろう得べかりし利益を基礎として算定すべきところ、弁論の全趣旨によれば、見積額は、発注品の増加等に起因して、挙式披露宴実施の時期が近づくにつれて増加する傾向を有し、被告は、解約がされずに挙式披露宴が実施されていれば、見積額よりも平均して大きい金額となる挙式披露宴実施代金を取得し得たことが認められるから、解約に伴う逸失利益の算定に当たっては、解約時点における平均見積金額ではなく、実際に挙式披露宴が実施された場合に被告が得られる利益の平均額である平均実施金額を基礎とすべきである。

(ウ) さらに、被告は、予約時期が早い顧客は、平均単価が高い傾向にあるから、これを反映させるため、解約時期毎に平均実施金額を算定すべきであると主張するが、前記第3、2、(1)、オのとおり、採用することができない。

#### イ 利益率について

(ア) 証拠(乙4)によれば、平成21年及び平成22年において、売上原価から被告のいう国内会場運営費を除いて算出した本件契約における売上利益率は[ ]であることが認められる。そして、証拠(乙9の1・2)によれば、上記国内会場運営費のうち、①非常勤アルバイトの件費、②挙式披露宴における料理・飲物の配膳、受付等を外部業者に委託する際の費用である配膳費及び派遣人件費は、被告が挙式披露宴を実施しない際には支出を免れる変動経費にあたり認められ、これらを売上原価に加えて利益率の計算を行うと、被告の本件契約に係る利益率は[ ]になることが認められる。したがって、本件契約において、被告が解約に伴い支出を免れる費用は、平均実施

金額の[ ]であると認めるのが相当である。

(イ) もっとも、証拠(甲6)及び弁論の全趣旨によれば、上記変動経費のうち、①料理・飲物に要する食材等の仕入は、挙式披露宴実施予定日の10日前には開始し、遅くとも同4日前には完了すること、②ウェディングケーキについても、遅くとも挙式披露宴実施予定日の4日前には発注が完了すること、③非常勤アルバイトの件費、配膳費及び派遣人件費については、遅くとも挙式披露宴実施予定日の4日前には人員の手配が完了し、それ以後は取消しができないことが認められ、被告は、挙式披露宴実施予定日4日前以降において解約がされば場合には、上記各発注及び手配済みの費用の支払を免れないことが認められる。さらに、挙式披露宴実施予定日の4日前以降の解約に伴い、被告が支出を免れる変動経費としては、挙式披露宴を実施した場合の光熱費、水道費等が想定されるものの、その額や売上に占める割合等を認めるべき確な証拠はない。したがって、挙式披露宴実施予定日の4日前以降の解約に伴う平均的損害については、被告が支出を免れる変動経費は存在しないことを前提として算定するのが相当である。

(ロ) 上記(イ)によれば、本件各キャンセル料条項に係る各解約時期における解約に伴い、被告が支出を免れる経費の額は、平均実施金額に、100から別表5の「逸失利益一覧表」の「利益率」欄記載の各値を控除した値を乗じた金額であることが認められる。

(ハ) これに対し、原告は、被告が売上原価として計上する国内会場運営費及び販管費として計上する給料手当、賞与、通勤手当、水道光熱費、通信費及び消耗品費についても、解約により被告が支出を免れる変動経費として計算すべきであると主張する。しかしながら、証拠(乙9の1・2)によれば、被告のいう国内会場運営費の大部分は、挙式披露宴会場及び各事業所の支払地代家賃、管理費、修繕費、挙式披露宴

会場及び各事業所の人件費等の固定経費であり、非常勤アルバイト、配膳費及び派遣人件費を除き、上記国内会場運営費に変動経費は存在しないものと認められる。また、弁論の全趣旨によれば、被告の販売管理費のうち、給料手当、賞与及び通勤手当は、被告の本社の固定経費であることが認められ、水道光熱費、通信費、消耗品費についても、主として本社に係る経費であることが認められる。なお、上記水道光熱費等には、一部、解約に伴い被告が支払を免れる変動経費が含まれることが推察されるものの、その項目、額及び売上又は経費総額に占める割合等を認めるべき的確な証拠がないことからすれば、上記費用を変動経費として算定することはできない。

さらに、原告は、挙式披露宴実施予定日4日前以降に解約がされた場合であっても、発注済みの食材及び手配済みの人員等は、キャンセル又は他に代替、転用が可能であるから、上記費用は、被告が解約に伴い支出を免れる経費に含まれるべきである旨主張する。しかしながら、挙式披露宴実施予定日の4日前以降という直前期に解約がされた場合に、発注等の取消しができず、既に発注済みの食材等や、手配済みの人件費について、被告が契約に基づき代金の支払を余備なくされる事象が生ずることは容易に想定され、そのような直前期の解約において、被告が発注済みの食材費等の支払を免れることが可能であることを認めるに足りる証拠はない。また、証拠(乙12)によれば、平成21年及び同22年において、被告の実施する挙式披露宴の平均参加人数は[ ]であることが認められ、提供する飲食物に係る食材量や、動員される人員の数は相当な量に上ることが推測されることからすれば、上記食材及び人員を、解約後に他の用途に代替、転用することができる割合は多くないと推測されるし、その具体的な代替、転用方法等も証拠上明らかではない(なお、証拠(乙3)によれば、平

成21年及び同22年において、本件契約に関し、挙式披露宴実施予定日の4日前以降の時点で解約された後に、他の顧客に再販売がされた事例はなく、同時点において解約がされた場合に食材、人員の代替、転用は容易ではないことが推測される)。したがって、挙式披露宴実施予定日の4日前以降に解約された場合でも、被告は発注又は手配済みの食材費及び人件費の支払を免れる旨の上記原告の主張は採用できない。

#### ウ 非再販売率について

証拠(乙3)によれば、平成21年及び同22年において、被告が本件契約を解約された後に、同一の日時(ただし、開始時間に2時間程度の差がある場合を含む。)、会場につき、別の消費者との間で本件披露宴実施契約を締結しなかった割合は、別表5の「逸失利益算定一覧表」の「非再販売率」欄記載のとおりであることが認められ、上記場合以外は、再販売が行われたものとして、解約に伴う被告の逸失利益は填補されたものと扱うべきである。

これに対し、原告は、上記に加え、被告が、解約後、別の顧客との間で本件契約を締結し、同一日に挙式披露宴を実施した場合には、開催時間及び使用会場が重ならない場合であっても、解約により空いた人員や余剰設備を使用して挙式披露宴を実施したといえるから、再販売がされたものとして扱うべきである旨主張する。

しかしながら、被告は、特定の会場において、同一日に複数の挙式披露宴を実施することや、同一日時において二つ以上の会場を使用して複数の挙式披露宴を実施することが可能であると認められるから、解約後、被告が他の顧客との間で本件契約を締結し、同一日に挙式披露宴を実施したとしても、その開催時間及び使用会場が当初の契約と重ならない限り、被告が解約により空いた人員や余剰設備を使用して挙式披露宴を実

施したとはいえず、被告が解約に起因して利益を取得したとは認められないから、上記原告の主張は採用できない。

エ 小括

以上によれば、本件各キャンセル料条項に係る各解約時期において解約がされた場合に、被告に生じる平均的損害の額は、別表5の「逸失利益一覧表」の「合計」欄記載の各金額であることが認められる。

(3) キャンセル料の額について

ア 本件各キャンセル料条項において、キャンセル料の金額は、解約当時の見積書に記載された各個別料金項目等を基礎に算定される。もっとも、弁論の全趣旨によれば、申込金の額は10万円又は20万円、基本料金の額は[ ]であることが認められるが、その余の各個別料金項目の解約時における見積平均額を示す的確な証拠はない。そこで、次の各個別料金項目については、平成21年及び同22年における平均実施金額（[ ]）及び証拠（乙12）により認められる各個別料金項目の平均的実施金額に占める平均的割合を用いてその値を算出することとする（1円未満切捨て。以下同様とする。）。

(ア) 会場使用料 平均実施金額の [ ]

(イ) 料理・飲物 平均実施金額の [ ]

(ウ) ウェディングケーキ代

平均実施金額の [ ]

(エ) サービス料 平均実施金額の [ ]

イ 販売価格及びその他発注品について（全体の代金から上記ア、(ア)ないし(エ)を除いた額）

(ア) 販売価格

証拠（甲3、7）及び弁論の全趣旨によれば、販売価格とは、招待

状の印刷、発送費用、事前に撮影する写真費用、被告が顧客から申込みを受けて、解約時点で既に発注、製作、提供した商品、役務の販売価格相当額の総額であることが認められる。販売価格については、顧客によってばらつきがあり、しかも、解約時期によってその額が大きく異なると解されることから、その平均額を算定することが困難である。なお、証拠（乙18）及び弁論の全趣旨によれば、平成24年9月ないし12月に被告が実施した挙式披露宴5件において、販売価格（印刷物。写真については事前撮影か否かが不明であるからこれを除く。）の平均額は [ ]

[ ]であったことが認められる。

(イ) その他発注品における解約料 不明

証拠（甲7）及び弁論の全趣旨によれば、その他発注品とは、衣装、装花、ビデオ、写真及び引出物等から成ることが認められる。これについても、販売価格と同様、顧客によってばらつきがあり、しかも、解約時期によってその額が大きく異なると解されることから、その平均額を算定することが困難であることが認められる。

ウ 解約時期毎のキャンセル料の金額について

上記によれば、本件各キャンセル料条項に係る各解約時期におけるキャンセル料の額は、別表6「キャンセル料一覧表」の「キャンセル料金」欄記載の各金額となることが認められる。

(4) 本件各キャンセル料条項の有効性について

ア 本件キャンセル料条項①

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項①のキャンセル料は、申込金の半額（20万円÷2＝10万円。なお申込金は10万円又は20万円であるが、以下ではその額を20万円として計算する。）であり、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、 [ ]

であることが認められる。したがって、本件キャンセル料条項①に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものではない。

イ 本件キャンセル料条項②

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項②に係るキャンセル料は、申込金の全額（20万円）に、販売価格を加えた金額であり、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、                    であることが認められる。そして、証拠（甲6）によれば、挙式披露宴実施予定日の181日以前の段階において、招待状の印刷、発送、写真撮影費用等で、被告が既に製作、提供する商品や役務は通常存在しないことが認められ、仮にこれが一部存在するとしても、前記認定のとおり、平成24年に被告が実施した挙式披露宴5件の販売価格の平均額は                    であることからすれば、解約時点における販売価格の平均額が                    を上回るとは認められない。したがって、本件キャンセル料条項②に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものではない。

ウ 本件キャンセル料条項③

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項③に係るキャンセル料は、申込金の全額（20万円）と会場使用料の20%（                    ）の和に、販売価格を加えた金額であり、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、                    であることが認められる。そして、証拠（甲6）によれば、挙式披露宴実施予定日の151日以前の段階において、招待状の印刷、発送、写真撮影費用等で、被告が既に製作、提供する商品や役務は通常存在しないことが認められ、上記イのとおり、平成24年に被告が実施した挙式披露宴5件の販売価格の平均額は                    であることからすれば、販売価格の平均額が                    

                    を上回るとは認められないことから、本件キャンセル料条項③に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものではない。

エ 本件キャンセル料条項④

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項④に係るキャンセル料は、申込金の全額（20万円）と会場使用料の20%（                    ）及び基本料金（                    ）の5%に招待予定人数（                    ）の平均値を乗じた金額（                    ）の和に、販売価格を加えた金額であり、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、                    であることが認められる。そして、前記ウによれば、同時点における販売価格の額が平均して                    を上回るとは認められないことから、本件キャンセル料条項④に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものではない。

オ 本件キャンセル料条項⑤

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項⑤に係るキャンセル料は、申込金の全額（20万円）と会場使用料の30%（                    ）及び基本料金の10%に招待予定人数の平均値（                    ）を乗じた金額（                    ）の和に、販売価格を加えた金額であり、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、                    であることが認められる。そして、前記ウによれば、販売価格の額が平均して                    を上回るとは認められないことから、本件キャンセル料条項⑤に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものではない。

カ 本件キャンセル料条項⑥

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項⑥に係るキャンセル料は、申込金の全額（20万円）と会場使用料の30%（                    ）及

び基本料金の30%に招待予定人数( )を乗じた金額( )の和に、販売価格を加えた金額であり、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、 であることが認められる。そして、前記ウによれば、販売価格の額が平均して を上回るとは認められないことから、本件キャンセル料条項⑥に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものではない。

キ 本件キャンセル料条項⑦

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項⑦に係るキャンセル料は、申込金の全額(20万円)と会場使用料の50%( )及び基本料金の50%に招待予定人数( )を乗じた金額( )の和に、販売価格及びその他発注品における解約料を加えた金額であること、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害の額は であることが認められる。前記認定のとおり、販売価格及びその他発注品の平均実施金額に占める割合は明らかではないものの、平均実施金額に占める会場使用料、料理・飲物及びウェディングケーキ並びにサービス料の占める割合の合計は平均して であることが認められることからすれば、解約時における販売価格及びその他発注品の平均額は、多く見積もっても平均実施金額の を上回らないことが認められる。そして、①証拠(乙13、14)及び弁論の全趣旨によれば、本件契約においては、ほとんどの顧客が衣装をレンタル使用するところ、挙式披露宴実施予定日の10日以前においては、レンタルによる衣装及び小物(平成24年に実施された5件の挙式披露宴における衣装及び小物の平均金額は )に係るキャンセル料は、最大でも代金の50%の金額であり、購入した小物については、未使用であればキャンセル料

が生じないことが認められること、②挙式料(同平均額は )についても、挙式披露宴実施予定日前日の19時以前に解約がされた場合には、キャンセル料が発生しないこと、③挙式披露宴が実施されなければ撮影されないビデオ(同平均額は )や写真(同平均額は )等、上記レンタル衣装及び小物以外の発注品等についても、期間区分毎にキャンセル料が定められているものが相当数存在することが推測され、少なくとも、挙式披露宴実施予定日の10日前以前の段階において、代金全額のキャンセル料が発生することは考えにくいこと、④挙式披露宴実施予定日直前に申込みがされる発注品や、当日以降に追加発注されるエターナルブーケ、写真等も一定数存在することが認められること、⑤美容料金(同平均額は )について、解約時にキャンセル料の支払を要することを窺わせる証拠はないことからすれば、同時点において、販売価格その他発注品におけるキャンセル料の平均額が、上記 を上回るとは認め難い。他に、上記事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件キャンセル料条項⑦に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものとは認められない。

ク 本件キャンセル料条項⑧

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項に係るキャンセル料は、申込金の全額(20万円)と会場使用料の50%( )及び料理・飲物及びウェディングケーキ代金の50%( )の和に、販売価格及びその他発注品における解約料を加えた金額であること、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、 であることが認められる。前記認定のとおり、販売価格及びその他発注品の平均額は、多く見積もっても を上回らないことが認められる。

上回らないことが認められるところ、①証拠(乙13, 14)及び弁論の全趣旨によれば、本件契約においては、ほとんどの顧客が衣装をレンタル使用するとき、挙式披露宴実施予定日の10日以前においては、レンタルによる衣装及び小物(平成24年に実施された5件の挙式披露宴における衣装及び小物の平均金額は[ ])に係るキャンセル料は、最大でも代金の70%の金額であることが認められること、②挙式料(同平均額は[ ])についても、挙式披露宴実施予定日前日の19時以前に解約がされた場合には、キャンセル料が発生しないこと、③挙式披露宴が実施されなければ撮影されないビデオ(同平均額は[ ])や写真(同平均額は[ ])等、上記レンタル衣装及び小物以外の発注品等についても、期間区分毎にキャンセル料が定められているものが相当数存在することが推測され、少なくとも、挙式披露宴実施予定日の4日前以前の段階において、代金全額のキャンセル料が発生するとは考えにくいこと、④挙式披露宴実施予定日直前に申込みがされる発注品や、当日以降に追加発注されるエターナルブーケ、写真等も一定数存在することが認められること、⑤美容料金(同平均額は[ ])について、解約時にキャンセル料の支払を要することを窺わせる証拠はないことからすれば、上記[ ]を上回るものとは認められない。他に、上記事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件キャンセル料条項⑥に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものとは認められない。したがって、本件キャンセル料条項⑥に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものとは認められない。

ケ 本件キャンセル料条項⑥

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項に係るキャンセル料は、

申込金の全額(20万円)と会場使用料の全額([ ])及び料理・飲物及びウエディングケーキ代金の全額([ ])の和に、販売価格及びその他発注品における解約料を加えた金額であること、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、[ ]であることが認められる。そして、上記キ、クによれば、挙式披露宴実施予定日前日以前の解約の際に、販売価格及びその他発注品における解約料が、[ ]を上回るとは認められないから、本件キャンセル料条項⑥に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものとはいえない。

コ 本件キャンセル料条項⑥

前記(3)、ウのとおり、本件キャンセル料条項に係るキャンセル料は、平均実施金額から、当日又は当日以降に発注される商品及び役務の価格を控除した金額であること、同時期における解約に伴い被告に生じる平均的損害は、[ ]であることが認められる。そして、弁論の全趣旨によれば、エターナルブーケ、写真、DVD等、挙式披露宴当日以降に発注される商品又は役務が一定数存在することが認められ、挙式披露宴前日時点の平均見積額は、平均実施金額よりも少ない額であることが認められるから、本件キャンセル料条項⑥に係るキャンセル料は、解約に伴い被告に生じる平均的損害を超過するものではない。

サ まとめ

上記アないしコによれば、本件各キャンセル料条項は、いずれも平均的損害を超えるキャンセル料を定める条項とはいえない。

3 結論

以上の次第で、原告の請求は、いずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

京都地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 佐藤 明

裁判官 板東 和

裁判官柳本つとむは、転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官 佐藤 明

## 別紙 1

### キャンセル料

お客様が、すでにご予約頂きました結婚式等を、お客様のご都合によりキャンセルをされたときは、以下のキャンセル料を頂戴致します。結婚式等実施予定日の変更をされるときについても、キャンセルと同様に取り扱うものと致します。ただし、結婚式等実施予定日を変更される場合であって、弊社の承諾のもと結婚式等実施予定日の変更日が確定しており、かつ結婚式等実施予定日の変更日がお申込日から1年以内である場合は、すでにご入金頂いた申込金は、新たな予約の申込金に充当するものとし、再度頂戴致しません。なお、結婚式等実施予定日の変更は1回限りとさせていただきます。

- ①お申込日から結婚式等実施予定日の365日前まで  
キャンセル料・・・申込金の半額
- ②結婚式等実施予定日の364日前から181日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額及び販売価格
- ③結婚式等実施予定日の180日前から151日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%及び販売価格
- ④結婚式等実施予定日の150日前から121日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%、基本料金の5%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格
- ⑤結婚式等実施予定日の120日前から91日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の30%、基本料金の10%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格
- ⑥結婚式等実施予定日の90日前から46日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の30%、基本料金の30%にご招待予定人数を乗じた金額

額及び販売価格

- ⑦結婚式等実施予定日の45日前から10日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の50%、基本料金の50%にご招待予定人数を乗じた金額及び販売価格及びその他発注品における解約料
- ⑧結婚式等実施予定日の9日前から5日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の50%、ウェディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額の50%に最終確定人数を乗じた金額、販売価格及びその他発注品における解約料
- ⑨結婚式等実施予定日の4日前から前日  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の全額、ウェディングケーキ代金・別紙お見積書に記載されている料理・飲物の合計金額の100%に最終確定人数を乗じた金額、販売価格及びその他発注品における解約料
- ⑩結婚式等実施予定日の当日  
キャンセル料・・・最終お見積り額全額
- \*基本料金とは、弊社がお客様にご提供する料理及び飲物単価の最低料金を合計した金額です。
- \*販売価格とは、お客様からお申込みを受け、弊社が既に発注、制作又は提供した商品、役務の販売価格相当額の総額です。
- \*上記キャンセル料には、消費税が含まれております。
- \*挙式のみのご予約の場合は、会場使用料を挙式料と認替えます。

別紙 2

従業員 各位

株式会社ベストブライダル

ご連絡

株式会社ベストブライダルは、消費者との間で挙式披露宴実施契約を締結するに際し、下記契約条項記載のキャンセル料条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該キャンセル料条項を使用した挙式披露宴実施契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該キャンセル料条項が記載された契約書用紙・申込書用紙は全て廃棄して下さい。

記

キャンセル料

お客様が、すでにご予約頂きました結婚式等を、お客様のご都合によりキャンセルをされたときは、以下のキャンセル料を頂戴致します。結婚式等実施予定日の変更をされるときについても、キャンセルと同様に取り扱うものと致します。ただし、結婚式等実施予定日を変更される場合であって、弊社の承諾のもと結婚式等実施予定日の変更日が確定しており、かつ結婚式等実施予定日の変更日が変更のお申込日から1年以内である場合は、すでにご入金頂いた申込金は、新たな予約の申込金に充当するものとし、再度頂戴致しません。なお、結婚式等実施予定日の変更は1回限りとさせていただきます。

- ①お申込日から結婚式等実施予定日の365日前まで  
キャンセル料・・・申込金の半額
- ②結婚式等実施予定日の364日前から181日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額及び販売価格
- ③結婚式等実施予定日の180日前から151日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%及び販売価格
- ④結婚式等実施予定日の150日前から121日前まで  
キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の20%、基本



料金の5%にご招待予定人数を乗じた金額  
及び販売価格

⑤結婚式等実施予定日の120日前から91日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の30%、基本  
料金の10%にご招待予定人数を乗じた金  
額及び販売価格

⑥結婚式等実施予定日の90日前から46日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の30%、基本  
料金の30%にご招待予定人数を乗じた金  
額及び販売価格

⑦結婚式等実施予定日の45日前から10日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の50%、基本  
料金の50%にご招待予定人数を乗じた金  
額及び販売価格及びその他発注品における  
解約料

⑧結婚式等実施予定日の9日前から5日前まで

キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の50%、ウェ  
ディングケーキ代金・別紙お見積書に記載さ  
れている料理・飲物の合計金額の50%に最  
終確定人数を乗じた金額、販売価格及びそ  
の他発注品における解約料

⑨結婚式等実施予定日の4日前から前日

キャンセル料・・・申込金の全額、会場使用料の全額、ウェ  
ディングケーキ代金・別紙お見積書に記載さ  
れている料理・飲物の合計金額の100%に最  
終確定人数を乗じた金額、販売価格及びそ  
の他発注品における解約料

⑩結婚式等実施予定日の当日

キャンセル料・・・最終お見積り額全額

\*基本料金とは、弊社がお客様にご提供する料理及び飲物単価の

最低料金を合計した金額です。

\*販売価格とは、お客様からお申込みを受け、弊社が既に発注、  
制作又は提供した商品、役務の販売価格相当額の総額です。

\*上記キャンセル料には、消費税が含まれております。

\*挙式のみのご予約の場合は、会場使用料を挙式料と読替えます。

別表 1



別表 2



別表 3

A large black rectangular redaction box covers the entire content area of the table, obscuring all data and headers.

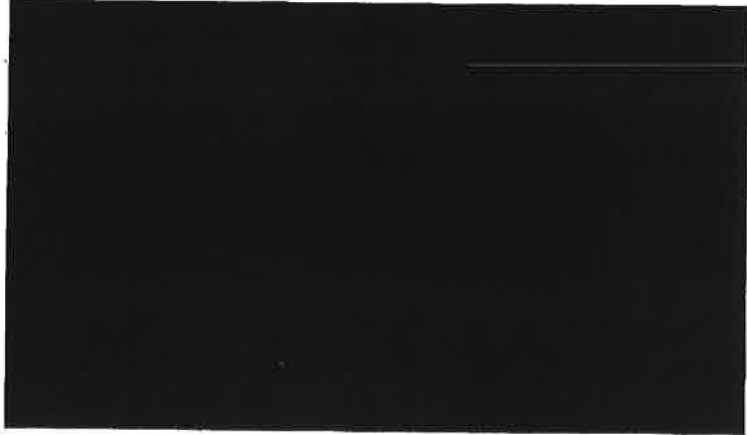
別表 4

A large black rectangular redaction box covers the entire content area of the table, obscuring all data and headers.

別表6

A rectangular area of the page is completely blacked out, obscuring any text or data that might have been present.

別表6

A large rectangular area of the page is completely blacked out, obscuring any text or data that might have been present.